

第 45 回全国豊かな海づくり大会宿泊・輸送計画策定等業務 公募型プロポーザル企画提案審査要領

第 45 回全国豊かな海づくり大会宿泊・輸送計画策定等業務に関する公募型プロポーザル企画提案の審査について、次のとおり定める。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行う。

- (1)「第 45 回全国豊かな海づくり大会宿泊・輸送計画策定等業務公募型プロポーザル募集要項」(以下「募集要項」という。)に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要項に規定する期限内に必要な書類の全てを提出した参加者
- (3) 募集要項及び「第 45 回全国豊かな海づくり大会宿泊・輸送計画策定等業務企画提案書作成要領」に基づき、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

審査委員 1 人あたり 200 点を満点として採点し、審査項目及び審査委員 1 人あたりの配点は次のとおりとする。

a 全体管理	(20 点)
b 招待者管理	(20 点)
c 宿泊	(30 点)
d 輸送	(40 点)
e 招待者受付	(20 点)
f 弁当	(20 点)
g その他	(10 点)
h 障がい者雇用	(5 点)
i 価格点	(10 点)

3 審査会の開催

別途設置する「第 45 回全国豊かな海づくり大会宿泊・輸送計画策定等業務公募型プロポーザル審査委員会」(以下「委員会」という。)において、企画提案書と当該企画提案書を基にしたプレゼンテーション内容を審査する。

(1) 審査会日時

令和 7 年 6 月 20 日(金) 午後(提案件数により別途時間を決定)

(2) 審査委員会会場

大阪府咲洲庁舎 会議室 ※決定後に別途連絡

(3) プレゼンテーション

1 参加者当たりの持ち時間は、プレゼンテーション及び審査委員との質疑応答を合わせて 40 分以内(時間の目安: プレゼンテーション 25 分、質疑応答 15 分)とし、府が後日指定する時間割により参加者毎に個別に行う。

4 審査方法

- (1) プレゼンテーションの開始時間等は参加者へ追って連絡する。

- (2) 説明者（補助者を含む。）は、1 参加者あたり 4 名以内とする。
- (3) プレゼンテーション時の使用資料は、あらかじめ提出した企画提案書のみとし、当方が用意するモニター等の使用は認める。なお、追加資料の配付及び投影は原則として認めない。
- (4) プレゼンテーションの順番は、第 45 回全国豊かな海づくり大会大阪府実行委員会事務局が企画提案書を受理した順番とする。
- (5) 審査委員は別添の「第 45 回全国豊かな海づくり大会宿泊・輸送計画策定等業務公募型プロポーザル企画提案審査基準」に基づいて審査、採点をする。

5 委託候補者の選定方法

- (1) 全ての参加者の審査終了後、審査委員の採点結果を集計し、その合計点を算出する。
- (2) (1) により算出された結果に基づき、協議の上、最も評価の高い提案を行った者を委託候補者として選定する。
- (3) 最高点を獲得した者が複数ある場合は、審査委員の採決により決定する。
- (4) 参加者が 1 者の場合、(1) により算出された結果を参考とし、協議により総合的に評価を行い、その結果、高い評価に値すると判断したときは、委託候補者として選定する。